おいて地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AM において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{12} ＝ 0.0379

AS_{13} ＝ 0.0383

AS_{14} ＝ 0.0351

AS_{15} ＝ 0.0277

AS_{16} ＝ 0.0183

AS_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0332

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AS_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0334

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AS_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AS_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03433

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04064

AS_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03449

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04024

AS_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03354

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03998

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03370

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係る

おいて地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AM において別表第３の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AS_{12} ＝ 0.0379

AS_{13} ＝ 0.0383

AS_{14} ＝ 0.0351

AS_{15} ＝ 0.0277

AS_{16} ＝ 0.0183

AS_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0333

　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0177

AS_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209

AS_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

AS_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03436

　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04068

AS_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03450

　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04026

AS_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03357

　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04002

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03372

　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係る